

第三條 本會に左の機關を置く、

- 一、大會
- 二、中央委員會
- 三、中央常任委員會
- 四、統制委員會

第一節 大會

第四條 大會を以て本會の最高機關とす、

大會は大會代議員を以て構成す、

第四五條 加盟組合は凡そ左の比例を以て大會の決議権を有する代議員を提出するものとす、

組合員二百名未満の組合は 二名

二百名以上且百名を増す毎に一名増員、

十名以上且三百名を増す毎に一名増員、

三百名以上且三百名を増す毎に二名増員、

第四六條 地方評議會は凡そ左の比例に依り大會の決議権を有する代議員を送る事を得、

一、所屬組合員數一千名近は一名

一、二〇〇〇名近は二名

一、一〇、〇〇〇名以上は、二〇〇〇名を増す毎に一名増員、

第四七條 全國的産業別聯合會及産業別協議會は左の比例より大會に決議権を有する代議員を送る事を得、

一、所屬組合員數二十名近は一名

一、二十名以上且二十名を増す毎に一名増員、

第四八條 前三條の比例は最後の端數半數以上なる場合は更に一名を増員するものとす、

第四九條 大會代議員の選挙方法は各選挙區に於て適宜之を定むるものとす、

第五〇條 大會は出席代議員の總數の五分の三に滿たざる時は開催することを得ず、

第五一條 中央委員及中央委員長並に統制委員は大會に於て發言権を有するも決議権を有せず、

第五二條 定期大會は毎年一回前年度大會に於て決定したる期間及場所に於て中央委員會之と召集す、

但し中央委員に於て必要と認めたる場合は大會開會期間を延長する事を得、

第五三條 左の場合に中央委員會は臨時大會を召集するものとす、

一、中央委員會の必要と認めたる場合、

一、加盟組合員總數の三分の二以上を代表する組合より請求ありたる場合、

第五四條 加盟組合及地方評議會並に全國的産業別聯合會等は産業別協議會に大會へ議案を提出する事を得、